

平成 29 年度版

「選ばれて住み継がれるまち とおかまち」

十日町市の環境

～ 環境にやさしく自然と調和するまち ～

《平成 28 年度の環境関係の取組》



**十日町市
環境エネルギー部 環境衛生課**

目 次

第1章	十日町市の概要	1
1	位置・地勢・気象	1
2	人口・世帯数	2
3	産業・交通	2
第2章	十日町市の環境の現状	3
1	自然環境の現状	3
(1)	動植物	3
(2)	自然公園	4
(3)	自然環境保全地域等	4
(4)	棚田	4
(5)	名水	5
(6)	指定文化財(名勝・天然記念物)	5
(7)	鳥獣保護区・休猟区	7
2	環境保全の現状	7
(1)	大気環境 ア ダイオキシン	7
(2)	地盤環境 ア 地盤沈下	7
	イ 土壌汚染	8
	ウ 地下水汚染	8
(3)	水環境 ア 河川の水質	10
	イ 生活排水(下水道)	16
	ウ 生活排水(し尿)	17
	エ 川西有機センターの排水	17
(4)	騒音・振動 ア 環境騒音調査	18
	イ 特定施設と特定建設作業の届出	20
	A 騒音・振動に関する特定施設数	20
	B 特定建設作業届出数	20
(5)	悪臭 ア 養豚舎の排水・臭気	21
	イ 川西有機センターの臭気	22
(6)	放射性物質(放射能)	22
(7)	公害苦情件数	23
3	廃棄物の現状	24
(1)	廃棄物処理施設 ア ごみ焼却施設	24
	イ 最終処分施設	24
	ウ し尿処理施設	24
(2)	ごみの排出量	24
(3)	資源ごみの分別収集	25
(4)	ごみ処理手数料	25
(5)	古着回収事業	26

第3章	環境保全のための施策等	27
1	総合的施策	27
(1)	十日町市住みよい環境づくり条例	27
(2)	第二次十日町市環境基本計画	27
(3)	十日町市住みよい環境づくり審議会	27
(4)	十日町市民環境会議	27
(5)	十日町市環境衛生推進協議会と環境衛生推進員	27
(6)	十日町市バイオマス活用推進計画(十日町市バイオマス産業都市構想)	28
(7)	十日町市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】	28
(8)	再生可能エネルギー設備の普及	28
(9)	エコポイント事業	29
(10)	環境保全協定	29
(11)	新潟県環境保全資金貸付制度	30
2	環境美化	30
(1)	環境美化運動	30
(2)	環境パトロール	31
(3)	ごみ集積庫設置補助事業	31
(4)	消毒機貸出事業、側溝蓋上げ機貸出事業	31
3	ごみ減量とリサイクル	32
(1)	生ごみ処理容器購入費補助事業	32
(2)	廃食用油回収事業	32
(3)	イベントごみの減量	32
(4)	ペレットストーブ(ボイラー)の普及	33
(5)	生ごみの堆肥化	34
4	環境保全啓発	34
(1)	環境フェアの開催	34
(2)	環境講演会の開催	34
(3)	「森の学校」キョロロ	35
5	地球温暖化対策	35
(1)	啓発活動	35
(2)	市役所の取組(十日町市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】)	36
(3)	次世代自動車充電インフラ整備促進事業	36
(4)	二酸化炭素(CO2)削減事業	36
6	当間高原リゾート環境監視委員会	37
(1)	当間高原リゾート環境監視委員会	37
(2)	環境監視委員会による水質検査結果	37
第4章	動物の保護と管理	38
1	犬の登録及び狂犬病予防注射	38
2	動物とのふれあい事業	38
3	有害鳥獣の捕獲許可	38
(資料編)		別添

第1章 十日町市の概要

1 位置・地勢・気象

当市は、平成17年4月1日に旧十日町市、川西町、中里村、松代町及び松之山町の5市町村が新設合併して誕生しました。

当市は、新潟県南部の長野県との県境、千曲川が信濃川と名前を変えて間もないところに位置し、東は南魚沼市、北は小千谷市、長岡市、柏崎市、西は上越市、南は湯沢町、津南町などと接しています。

東京からは約200km、新潟市からは約100kmの地点にあり、市域の東西は31.4km、南北は41.1km、面積は590.39km²となっています。

市の東側には魚沼丘陵、西側には東頸城丘陵の山々が連なり、中央部には日本一の大河信濃川が南北に流れ、十日町盆地とともに雄大な河岸段丘が形成されています。

また、西部中山間地域には渋海川が南北に流れ、流域には集落が点在し、棚田やブナ林などにより美しい農山村の景観が広がっています。最南部は上信越高原国立公園の一角を占め、標高2,000m級の山岳地帯となっています。

気候は日本海型気候区分に属し、四季折々に季節感あふれる態様を示しています。毎年の平均積雪は2mを超え、全国有数の豪雪地帯となっています。一年の3分の1以上が降積雪期間となり、この気象条件が、独特の生活文化の形成や経済活動に大きく影響しています。

表1-1 市の位置・広ぼう・面積

位置(市中心部)		広ぼう		面 積
東 経	北 緯	東 西	南 北	
138 度 52 分 28 秒	37 度 8 分 24 秒	31.4km	41.1km	590.39 平方 km

表1-2 過去5年間の年別気象状況（※最大積雪深及び降雪深累計は前年11月～4月）

年	気 温(℃)			年間降水量 (mm)	最大積雪深 (cm)	降雪深累計 (cm)
	最高	最低	平均			
H24 年	35.7	-8.7	11.7	2,794.50	302	1,512
H25 年	34.2	-7.5	11.8	2,973.00	289	1,386
H26 年	36.2	-9.9	11.8	2,934.50	183	1,005
H27 年	36.8	-7.3	12.2	2,334.50	297	1,341
H28 年	34.7	-8.0	12.7	2,282.50	112	636

資料：国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所十日町試験地

2 人口・世帯数

平成 27 年の国勢調査による本市の総人口は 54,917 人となっており、年々減少が続いています。

平成 27 年現在の高齢化率は 36.0%と、県平均や近隣の市より少子高齢化が進んでいる傾向にあります。

表1－3 国勢調査による人口の推移

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総 数	65,033	62,058	58,911	54,917
男	31,769	30,174	28,604	26,642
女	33,264	31,884	30,307	28,275
十日町地域	43,002	41,308	39,884	37,740
川 西 地 域	8,185	7,756	7,220	6,581
中 里 地 域	6,422	6,187	5,692	5,199
松 代 地 域	4,240	3,923	3,573	3,224
松之山地域	3,184	2,884	2,542	2,173
世 帯 数	19,348	19,207	18,983	18,598

3 産業・交通

産業人口は減少し続け、特に第1次産業と第2次産業の従事者が大きく減少しています。また、農家数は全体的に減少傾向にありますが、平成 22 年までは専業農家が増加していたものの、平成 27 年には減少に転じています。工業は、事業所数は下げ止まり、製造品出荷額については近年増加傾向にあります。商業は事業所数及び従業員数ともに減少し続けており、平成 26 年には年間商品販売額が 1,000 億円を下回りました。

当市の基幹産業のひとつである農業は、従事者の高齢化や後継者不足、販売単価の低迷などにより、農家数、経営耕地面積ともに著しく減少しています。一方、きもの産業は、需要の低迷等により生産額・販売額は減少しているものの、総合加工部門においては全国のトップシェアを占めています。資料 第二次十日町市環境基本計画より

交通網は、南北には信濃川沿いに国道 117 号と JR 飯山線、渋海川沿いに国道 403 号が走り、東西には北から国道 252 号・253 号・353 号・405 号が走っています。

さらに、国道 117 号と JR 飯山線を横断するように、第 3 セクター鉄道のほくほく線が走っています。

市内の路線バスは民営と市営で運行されていますが、利用者は減少しています。

第2章 十日町市の環境の現状

1 自然環境の現状

(1) 動植物

当市の希少種としては、牛池に生息するオゼイトトンボや信濃川河川敷に生息する蝶類のミヤマシジミ、川西地域のクロメダカ・アカハライモリ・クロサンショウウオなどが挙げられます。

当間山周辺は、トウホクサンショウウオの貴重な生息地であり、クロサンショウウオやモリアオガエルの産卵地にもなっています。また、カモシカやツキノワグマなどの野生動物が数多く生息しています。

池沼では、シナイモツゴ(テッチョ)がかつてはどこにでも生息していましたが、オオクチバスやブルーギルなど外来種の無秩序な放流により、大池や珠田貯水池では絶滅しました。

鳥類では、魚沼丘陵にイヌワシ・クマタカが生息していますが、繁殖が難しくなっています。

当市の植生としては、ブナ林伐採後に成立した二次林が最も広い分布となっており、次いで、杉の造林地、水田、畑地となっています。

地域別にみると、信濃川周辺にニセアカシア・ヤナギ林が存在し、山地では、二次林・スギの造林地・水田の順で分布が多くなっており、当間山周辺はブナ林が多くなっています。山麓部は、スギ造林地・二次林・畑地であり、河岸段丘面から信濃川に至る平坦地は水田・畑地・住宅地となっています。

表2-1 貴重な植物群落(特定植物群落)の状況

地域	件 名	集約群落名	選定基準	相観区分
川 西	長安寺のブナ林	チシマザサ・ブナ群集	自然林, 郷土景観, 貴重な個体群	冷温帯夏緑 広葉高木林
中 里	見倉のトチノキ林	ジュウモンジシダー・サワグルミ 群集(カツラ林を含む)	自然林	冷温帯夏緑 広葉高木林
	苗場山小松原の オオシラビソ林	シラビソ・トウヒ群団	自然林	亜寒帯常緑 針葉高木林
	苗場山小松原の ブナ林	チシマザサ・ブナ群集	自然林	冷温帯夏緑 広葉高木林
	苗場山小松原の 湿原植物群落	ツルコケモモ・ミズゴケクラス (高層湿原) ヌマガヤオーダー(中間湿原)	特殊立地	湿地植生
松之山	関田山脈のブナ林	チシマザサ・ブナ群集	自然林, 分布限界	冷温帯夏緑 広葉高木林

資料 環境省 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査(H5～H10)^(※)より

※特定植物群落調査: 日本の多様な植物群落の中から、地域の代表的、典型的な群落や希少な群落などを選定し、分布や生育状況及び変化の状況を把握することを目的とした調査です。

(2) 自然公園

県内には 20 自然公園(国立 5、国定 2、県立 13)があり、そのうち当市は、2 箇所該当します。

表2-2 自然公園

公 園 名	区 域	全体面積	概 要
上信越高原国立公園	十日町市(中里)、湯沢町、南魚沼市、津南町、妙高市、上越市	148,194ha	長野、新潟、群馬の3県にまたがる広大な山岳と高原の公園
直峰松之山大池県立自然公園	十日町市(松之山)、上越市	2,066ha	松之山温泉から大蔵寺高原、菖蒲高原を経て菱ヶ岳に至る地区、上越市安塚区の直峰城山、上越市頸城区の頸城大池の3地区にわたっています。

(3) 自然環境保全地域等

県は、優れた動植物・地形地質・文化史跡等の自然環境を保全するため、県条例に基づき「自然環境保全地域」「緑地環境保全地域」を指定しており、当市は 2 か所該当します。

表2-3 自然環境保全地域

地域名	所在地	保全対象	面積(ha)	指定年月日
小松原	倉俣(中里)	亜高山性植生及び湿原	306.24	S51.12.28
※長安寺	上野(川西)	樹林(ブナ林)	5.28	S62.3.27

注)※印は緑地環境保全地域

(4) 棚田

当市は、美しい里山・棚田が多く、特に棚田については、30 地区が、新潟県の棚田のある風景の認定を受けています。その中でも松之山地域の「狐塚の棚田」は、農林水産省の日本の棚田百選にも選ばれています。

表2-4 新潟県 棚田のある風景の認定状況

名 称	所 在 地	面積(ha)	勾配	備 考
屋敷田	中条丁字屋敷田(十日町)	15.0	1/10	生態系保全、地域交流
神水	戊字神水(十日町)	12.0	1/12	都市交流、伝統・文化の維持保全
田毎の月	新座乙字三ツ山(十日町)	15.0	1/11	歳時記としての景観
倉下	大白倉字長坂(川西)	4.0	1/15	生態系の保全、景観美
舟ノ木	藤沢字舟ノ木(川西)	8.0	1/10	生態系の保全、景観美
東田尻	田沢字湯の沢(中里)	19.2	1/3	周辺地域を含んだ景観美
ナギ	田沢字中越(中里)	5.8	1/6	生態系の保全、歳時記としての景観

桐の木平	田沢字のけま(中里)	6.4	1/5	景観美、都市との交流
大原・小原	倉俣字大原(中里)	19.0	1/12	周辺地域を含んだ景観美
幸ノ神	田代字幸神(中里)	7.8	1/4	伝統・文化の維持保全
星峠	峠字香の原他(松代)	30.0	1/10	生態系保全、景観
儀明	儀明字大久保(松代)	5.0	1/8	周辺地域を含んだ景観美
室野	室野字安入堂(松代)	12.0	1/7	生態系の保全
福島	福島字蒲間田(松代)	2.1	1/25	都市部との交流
蒲生	蒲生字トロノキ(松代)	3.5	1/10	生態系の保全
仙納	仙納字ヌケ(松代)	3.8	1/6	生態系の保全
田野倉	田野倉字大堀田(松代)	10.0	1/12	生態系の保全
蓬平	蓬平字抜ノ下(松代)	2.5	1/10	生態系の保全
城山麓	松代字馬場塚(松代)	2.5	1/10	景観、都市交流
清水	清水字日カゲ(松代)	2.0	1/6	生態系保全、景観
苧島	苧島字臼切(松代)	1.3	1/10	生態系保全、景観
松代下山	松代下山字下山(松代)	1.1	1/18	生態系保全、景観
湯山ふるさと	湯山(松之山)	1.5	1/8	都市との交流
留守原	天水島(松之山)	2.1	1/5	棚田の景観
白山	天水島字白山(松之山)	2.4	1/4	棚田の景観
狐塚	天水越(松之山)	19.0	1/6	棚田の景観、棚田百選
シンノク	天水越字シンノク(松之山)	3.5	1/7	棚田の景観
千枚田	松之山字格子原(松之山)	10.0	1/10	棚田の景観
水梨	水梨字下天替(松之山)	6.2	1/9	棚田の景観
川入	浦田字天狗倉(松之山)	1.1	1/6	棚田の景観

(5) 名水

当市には、県の名水として昭和 60 年度に選定された「深山の清水」、平成 22 年度に選定された「柳清水」と「庚清水」及び平成 26 年度に選定された「実昇清水」の 4 名水があります。

(6) 指定文化財(名勝・天然記念物)

当市には、国宝として笹山遺跡出土深鉢形土器 57 点(うち火焰型土器 14 点)があります。
名勝・天然記念物での指定文化財は、国指定が 3 件、県指定が 3 件、市指定が 30 件あります。

表2-5 指定文化財(名勝・天然記念物)

名 称	所在地	指定	種 別
田代の七ツ釜	田代(中里)	国	名勝・天然記念物
清津峡	小出(中里)	〃	〃
カモシカ		〃	特別天然記念物
小貫諏訪社の大スギ	小貫(十日町)	県	天然記念物
赤谷十二社の大ケヤキ	赤谷(川西)	〃	〃
角間のねじりスギ	角間(中里)	〃	〃
積翠荘	吉田山谷(十日町)	市	名勝
岩見堂	浦田(松之山)	〃	〃
中手の黒滝	中手(十日町)	〃	〃
元町諏訪神社の親子スギ	上野(川西)	〃	天然記念物
海老の牛池	海老(松代)	〃	〃
松代田沢十二社の大ケヤキ	松代田沢(松代)	〃	〃
松代田沢十二社の大イチョウ	松代田沢(松代)	〃	〃
長命寺の大イチョウ	松代(松代)	〃	〃
寺田の大カエデ	寺田(松代)	〃	〃
姿箭放神社の大ケヤキ	姿(十日町)	〃	〃
高竈神社社叢	背戸(十日町)	〃	〃
ニッポンシロウリガイ化石	松代(松代)	〃	〃
洞泉寺の大ケヤキ	室野(松代)	〃	〃
室野松茸神社の大スギ	室野(松代)	〃	〃
小谷の大ケヤキ	小谷(松之山)	〃	〃
大荒戸の庚申夫婦スギ	大荒戸(松之山)	〃	〃
天水山麓のブナ原生林	天水越(松之山)	〃	〃
安養寺松尾神社の大スギ	安養寺(十日町)	〃	〃
安養寺円通庵の三本スギ	安養寺(十日町)	〃	〃
枯木又竜王社の三本スギ	枯木又(十日町)	〃	〃
枯木又竜王池	枯木又(十日町)	〃	〃
渋海川河床の甌穴群	松代田沢(松代)	〃	〃
藤沢熊野神社の二本スギ	藤沢(川西)	〃	〃
田戸十二社の二本スギ	田戸(川西)	〃	〃
白倉のカスミザクラ	小白倉(川西)	〃	〃
程島 下の行者の大ケヤキ	程島(中里)	〃	〃
葎沢十二社の大スギ	葎沢(中里)	〃	〃
重地の大池	重地(中里)	〃	〃
太田島小牧社の大ケヤキ	太田島(十日町)	〃	〃
名ケ山の鶴沼池	名ケ山(十日町)	〃	〃

(7) 鳥獣保護区・休猟区

野生鳥獣の保護・増殖を図るために設定された 4 か所の鳥獣保護区と、3 年間狩猟を休止し、鳥獣の増殖を図る 1 か所の休猟区があります。

表2-6 鳥獣保護区・休猟区

区 名 (区分)	位置又は区域	面積(ha)	在 続 期 間
清津峡鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	中里地域	1,476	H22.11.1～H33.10.31
苗場山鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	中里地域	4,188	〃
伊達原鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	十日町地域	940	H26.11.1～H36.10.31
松之山鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	松之山地域	1,530	〃
松代休猟区	十日町地域	1,437	H26.10.15～H29.10.14

2 環境保全の現状

(1) 大気環境

ア ダイオキシン

一般廃棄物焼却場ではダイオキシン類濃度測定を行っています。排ガス、飛灰及び焼却灰はいずれも基準値を下回っています。

飛灰は飛散しないよう薬剤処理し、「霧谷管理型処分場」で埋立て処分をしています。

表2-7 排ガス、飛灰、焼却灰のダイオキシン類濃度測定結果 (カッコ内は前年度の数値)

測定日	排ガス (ng-TEQ/m ³)		飛 灰 (ng-TEQ/g)	焼却灰 (ng-TEQ/g)	基準値	備 考
	1 号炉	2 号炉	1・2 号炉	1・2 号炉		
9月7日 (11月 26 日)	0.02500 (0.01900)	0.43000 (0.00033)	1.20 (0.67)	0.0012 (0.0100)	恒久対策基準値 ・排ガス濃度 5 ・飛灰・焼却灰 3	平成 14 年 12 月 1 日か ら適用

測定検査機関:(財)上越環境科学センター

また、市内にある産業廃棄物焼却施設(1 施設 2 炉)においても、ダイオキシン類濃度は基準値を下回っています。

なお、一般家庭や事業所の野焼きの苦情が多く寄せられています。

(2) 地盤環境

ア 地盤沈下

地盤沈下は、地下水の過剰なくみ上げにより、主として粘土層が収縮することで起きる現象です。

当市は、一般家庭の消雪用井戸が 1,000 本以上、消雪パイプ用の深井戸が 428 本(国・県道 191、市道 237)あり、地盤沈下が懸念されることから、「十日町市地下水利用適正化に関する条例」に基づき十日町地域と川西地域の市街地で地下水の採取を規制しています。

イ 土壌汚染

平成 15 年 2 月に、土壌汚染の状況の把握及び指定区域の指定、汚染土壌による健康被害防止に関する措置等を内容とする土壌汚染対策法が施行されました。同法に基づき、市内で県から指定区域に指定された所はありません。

なお、平成 22 年 4 月 1 日からは、盛土や掘削範囲が 3,000 m²を超える場合の県知事への届出や、有害物質使用施設は小規模施設であっても廃止時に土壌調査が必要となるなどの、土壌汚染対策法の改正がありました。

ウ 地下水汚染

昭和 60 年代に、全国的にトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどの有機塩素系溶剤による地下水汚染が問題になり、当市でも昭和 60 年から地下水の調査を開始しました。

十日町地域では毎年 15 地点を調査し、平成 28 年度は明石町においてテトラクロロエチレンが環境基準を超過して検出されました。

また、南魚沼環境センターが、川西地域の中屋敷地内において、地下水の定期モニタリング調査を行っています。この地点ではテトラクロロエチレンが環境基準を超過して検出されました。

テトラクロロエチレンなどの有機塩素系物質は、ドライクリーニング用洗浄剤や機械部品等の脱脂洗浄剤として広く用いられており、これらを含む排水が地下に浸透することにより、地下水汚染を引き起こす原因の一つに挙げられています。環境基準を超過した地点については、飲用に供しないよう指導を行っています。

表2-8 地下水汚染測定（アンダーラインは基準値超過地点、カッコ内は前年度の数値）

《十日町地域》

（測定日：平成 29 年 2 月 16 日 天気：晴れ）

測定地点	検査項目と環境基準値（mg/L）		
	トリクロロエチレン 0.03mg/L 以下	テトラクロロエチレン 0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン 1mg/L 以下
袋 町 東	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
高 田 町 1	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
本 町 西 1	0.001 未満 (0.001)	0.001 未満 (0.001)	0.10 未満 (0.10 未満)
田中町本通り	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
稲荷町3本通り	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
寿 町 2	0.001 (0.002)	0.001 (0.001)	0.10 未満 (0.10 未満)
本 町 1 下	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
泉 町	0.001 (0.001)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
高 山 第 4	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
明 石 町	0.001 未満 (0.001 未満)	0.013 (0.012)	0.10 未満 (0.10 未満)

山 本 町 1	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
城 之 古 1	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
関 口 樋 口 町	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
袋 町 中	0.001 (0.001 未満)	0.003 (0.002)	0.10 未満 (0.10 未満)
本 町 6 - 1	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)

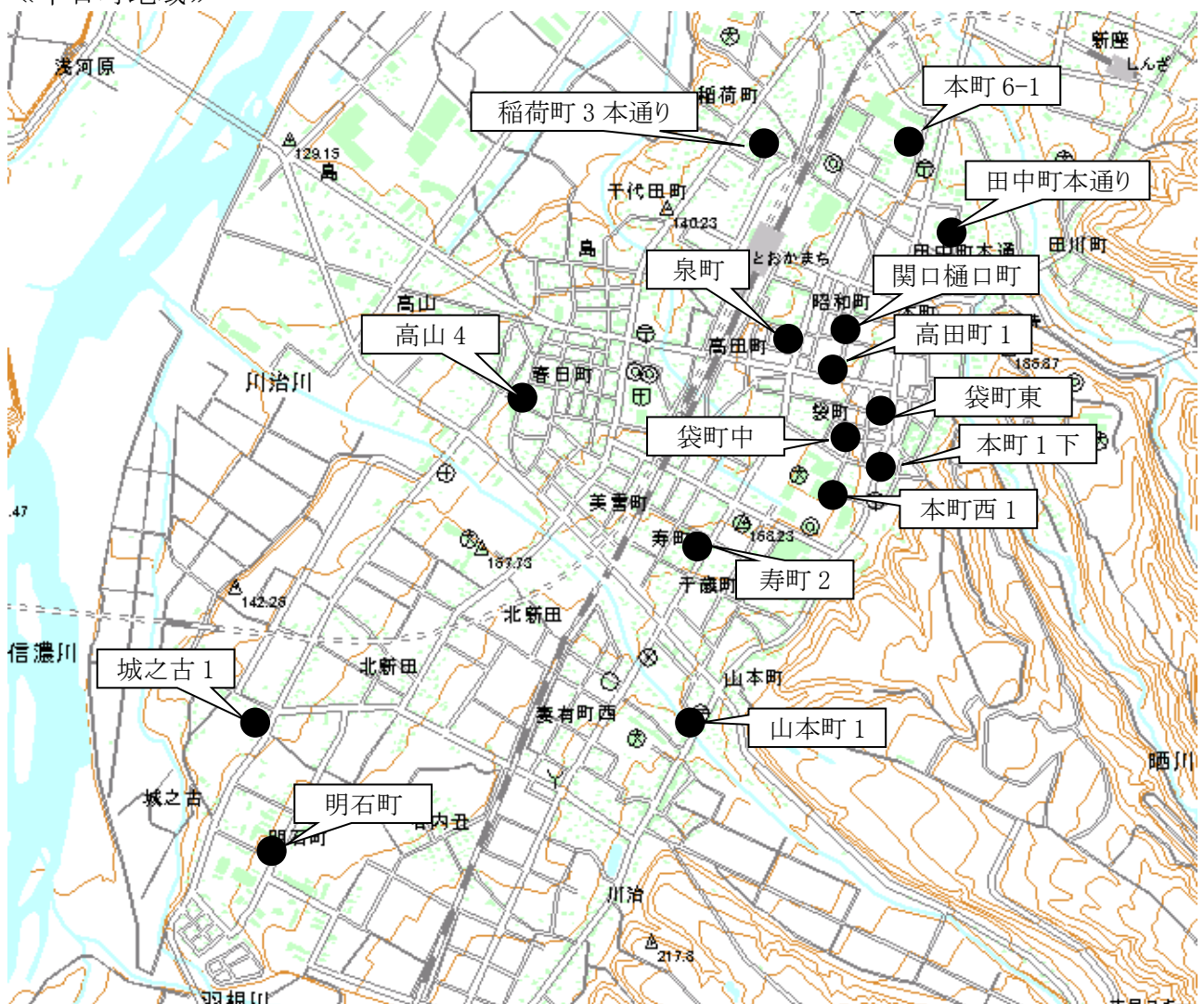
《川西地域》

(測定日:平成 28 年9月6日)

測定地点	検査項目と環境基準値 (mg/L)		
	トリクロロエチレン 0.03mg/L 以下	テトラクロロエチレン 0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン 1mg/L 以下
中 屋 敷	0.002 (0.003)	0.100 (0.120)	0.0005 (0.0005)

地 下 水 調 査 採 水 箇 所

《十日町地域》



《川西地域》



(3) 水環境

ア 河川の水質

毎年、市内を流れる中小の 22 河川について、水質汚濁状況を測定しています。アンダーラインは指標としている基準値を超過したものです。(カッコ内は前年度の数値)

また、国は信濃川の水質汚濁状況を測定しています。

表2-9 中小河川水質測定結果 (数値は2回計測の平均値)

《十日町地域》

河 川 名 (調査地点)	類型	採水日 (年 2 回)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (3,000MPN/100mL)
水質目標値	-	-	6.5-8.5	2.0 以下	25 以下	3,000 以下
羽 根 川 (新羽根川橋)	A 準用	7/14 9/13	7.2 (7.4)	1.1 (0.7)	65.0 (7.5)	<u>35,650</u> (13,500)
川 治 川 (塚原橋)	A 準用	〃 〃	7.3 (7.5)	1.0 (0.7)	54.5 (2.5)	<u>38,150</u> (33,000)
中 沢 川 (逢坂橋)	A 準用	〃 〃	7.2 (7.3)	1.3 (1.0)	15.0 (4.5)	<u>19,150</u> (54,000)
田 川 (西田川橋)	A 準用	〃 〃	7.1 (7.3)	1.2 (0.9)	29.5 (8.0)	<u>16,150</u> (17,600)
上大井田川 (上大井田橋)	A 準用	〃 〃	7.0 (7.3)	1.2 (1.4)	12.0 (4.5)	<u>18,650</u> (27,500)
下大井田川 (国道 117 号)	A 準用	〃 〃	7.0 (7.2)	1.1 (0.9)	9.0 (1.5)	<u>14,950</u> (11,850)
晒 川 (池沢橋)	A 準用	〃 〃	7.9 (7.3)	1.2 (0.8)	5.5 (1.5)	<u>13,350</u> (4,650)
信 濃 川 (十日町橋)	A	6/8 9/21	7.3 (7.4)	3.0 (1.3)	<u>597.5</u> (33)	<u>55,110</u> (9,650)

《川西地域》

河 川 名 (調査地点)	類型	採水日 (年 2 回)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (3,000MPN/100mL)
水質目標値	-	-	6.5-8.5	2.0 以下	25 以下	3,000 以下
貝 喰 川 (貝喰川橋上)	A 準用	7/21 9/6	6.7 (7.1)	<u>3.8</u> (<u>2.8</u>)	16.0 (10.0)	<u>35,450</u> (<u>43,500</u>)
木 島 川 (中継ポンプ場)	A 準用	〃 〃	7.0 (7.3)	1.3 (<u>2.2</u>)	4.0 (256.0)	<u>20,150</u> (<u>26,150</u>)
小 海 川 (小海川橋)	A 準用	〃 〃	7.1 (7.4)	1.0 (1.5)	7.0 (9.0)	<u>13,150</u> (<u>4,870</u>)
中沢川(下) (木落橋)	A 準用	〃 〃	6.9 (7.3)	<u>2.8</u> (<u>2.3</u>)	20.5 (10.5)	<u>11,650</u> (<u>35,900</u>)
北 沢 川 (橋 橋)	A 準用	〃 〃	7.1 (7.3)	0.5 (1.0)	3.0 (3.5)	<u>10,150</u> (<u>13,100</u>)
鴻 島 川 (根深橋)	A 準用	〃 〃	7.2 (7.1)	<u>5.8</u> (<u>6.0</u>)	6.5 (13.5)	<u>11,950</u> (<u>65,500</u>)
渋 海 川 (仙田橋)	A 準用	〃 〃	7.4 (7.5)	0.8 (1.8)	5.5 (117.0)	<u>4,550</u> (<u>60,550</u>)

《中里地域》

河 川 名 (調査地点)	類型	採水日 (年 2 回)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (3,000MPN/100mL)
水質目標値	-	-	6.5-8.5	2.0 以下	25 以下	3,000 以下
大 門 川 (飯山線踏切)	A 準用	7/26 9/27	6.6 (6.8)	1.1 (1.1)	<u>37.0</u> (<u>66.0</u>)	<u>51,150</u> (<u>45,000</u>)
七 川 (小原橋)	A 準用	〃 〃	6.8 (6.9)	0.8 (0.7)	<u>137.0</u> (8.0)	<u>34,150</u> (<u>19,900</u>)
堀 之 川 (堀之川橋)	A 準用	〃 〃	6.8 (7.0)	<u>2.5</u> (0.9)	18.0 (6.5)	<u>29,650</u> (<u>10,000</u>)
山ノ根川 (田中公民館)	A 準用	〃 〃	6.8 (7.0)	1.8 (0.9)	2.5 (11.0)	<u>45,150</u> (<u>42,500</u>)
稲 荷 川 (稻荷川橋)	A 準用	〃 〃	6.9 (7.1)	0.9 (0.8)	5.5 (4.0)	<u>38,650</u> (<u>117,300</u>)
釜 川 (釜川橋)	A 準用	〃 〃	6.9 (7.0)	0.2 (0.7)	4.5 (2.0)	<u>21,725</u> (450)

《松代地域》

河川名 (調査地点)	類型	採水日 (年 2 回)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (3,000MPN/100mL)
水質目標値	-	-	6.5-8.5	2.0 以下	25 以下	3,000 以下
渋海川 (前島橋)	A 準用	7/11 9/1	7.2 (7.5)	0.9 (1.3)	3.5 (2.5)	<u>7,750</u> (6,650)
鯖石川 (荻平橋)	A 準用	〃 〃	7.1 (7.3)	0.6 (0.6)	4.0 (1.5)	<u>4,200</u> (2,750)

《松之山地域》

河川名 (調査地点)	類型	採水日 (年 2 回)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (3,000MPN/100mL)
水質目標値	-	-	6.5-8.5	2.0 以下	25 以下	3,000 以下
渋海川 (西之前橋)	A 準用	7/11 9/1	7.3 (7.5)	0.8 (0.8)	17.5 (4.0)	<u>9,200</u> (4,800)
越道川 (旧松口橋)	A 準用	〃 〃	7.9 (8.0)	1.0 (0.6)	6.5 (3.5)	<u>8,250</u> (8,250)

＜調査項目の解説＞ ※水質目標値は、市の努力目標である。

環境基準値

環境基本法第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準の値。

A 類型

中小河川には水質の環境基準は適用されませんが、当市では指標として A 類型を準用しています。A 類型とは、環境基本法に定める生活環境の保全に関する環境基準の河川の類型で、利用目的の適応性は、水道 2 級、水産 1 級以下に該当します。

pH(水素イオン濃度)

水の酸性、アルカリ性の度合いを示すものです。中性は「7」。これより数値が高いとアルカリ性(最高 14)、数値が低いと酸性(最低 0)です。

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中に溶け込んでいる有機物(汚染物質)がバクテリアによって分解されるときに必要な酸素量。数値が大きいほど水質が汚濁していると言われています。

SS(浮遊物質質量)

水中に浮遊する物質の量。数値が大きいほど水質が汚濁していると言われています。

大腸菌群数

大腸菌は私たちの腸内にも生息するもので、それ自体は有害なものではありませんが、大腸菌が多数存在する場合は、排泄物が混入し、赤痢菌などの病原菌が存在する可能性があります。

表2-10 信濃川(十日町橋)の水質経年変化

(単位:mg/ℓ)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
DO	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
SS	21	9	74	99	7	28	24	13	13	12
BOD	1.3	1.2	1.0	0.9	1.1	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
DO	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
SS	51	14	11	13	12	21	11	15	22	20
BOD	0.8	1.2	1.0	1.6	0.9	1.0	1.3	1.0	1.3	1.5

※類型指定はA類型(基準値は 7.5mg/ℓ以上)、新潟県「公共用水域及び地下水の水質測定結果」より
 ※H28 は 10 月以降発表予定

<調査項目の解説>

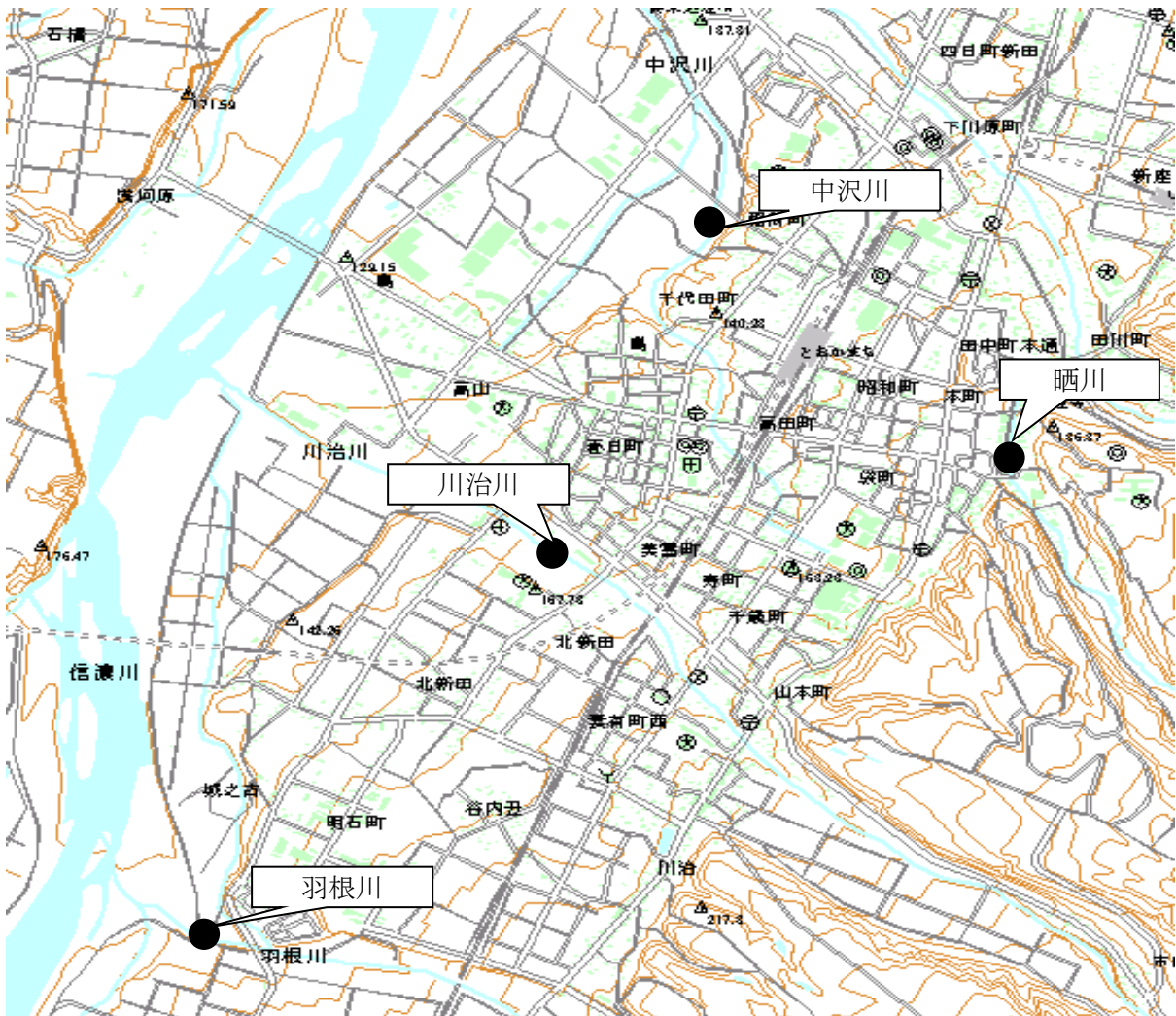
DO(溶存酸素量)

水に溶けている酸素のことをいい、一般に数値が小さいほど水質がよくないこととなります。鯉などは 2mg/ℓ～3mg/ℓでも生息できますが、普通の魚の生息には 5mg/ℓが必要です。

中 小 河 川 採 水 箇 所

<<十日町地域>>

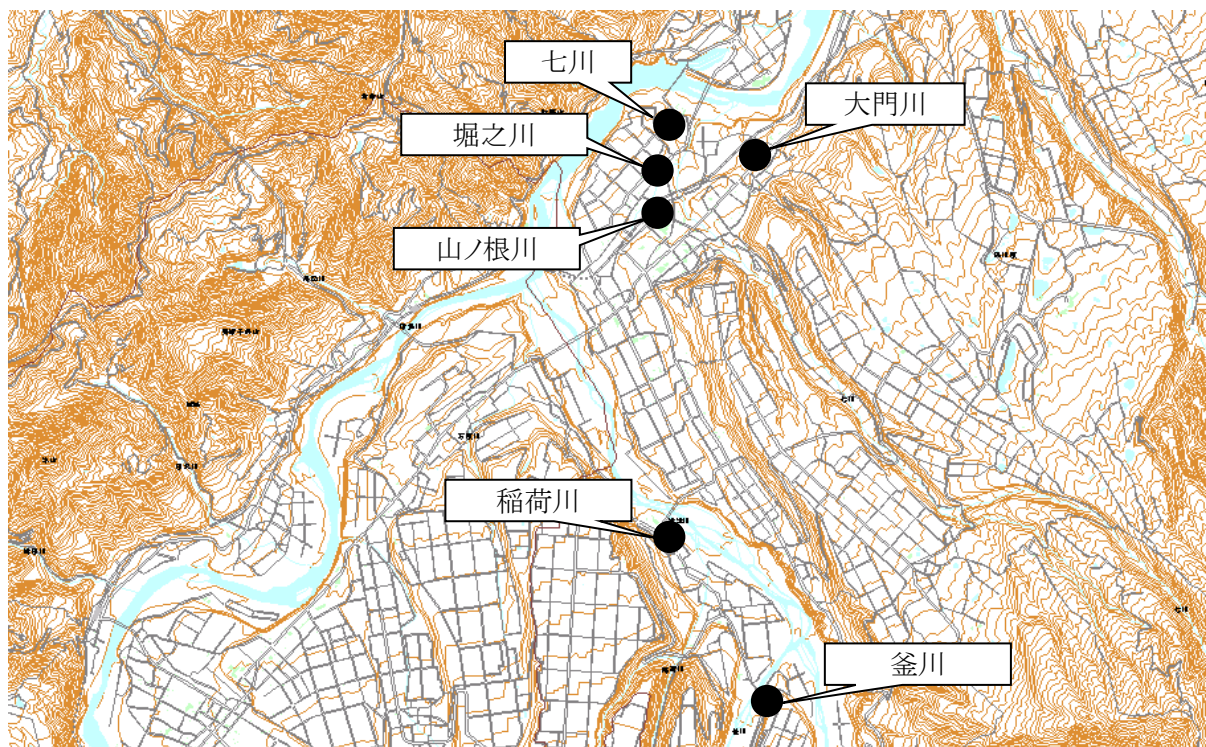




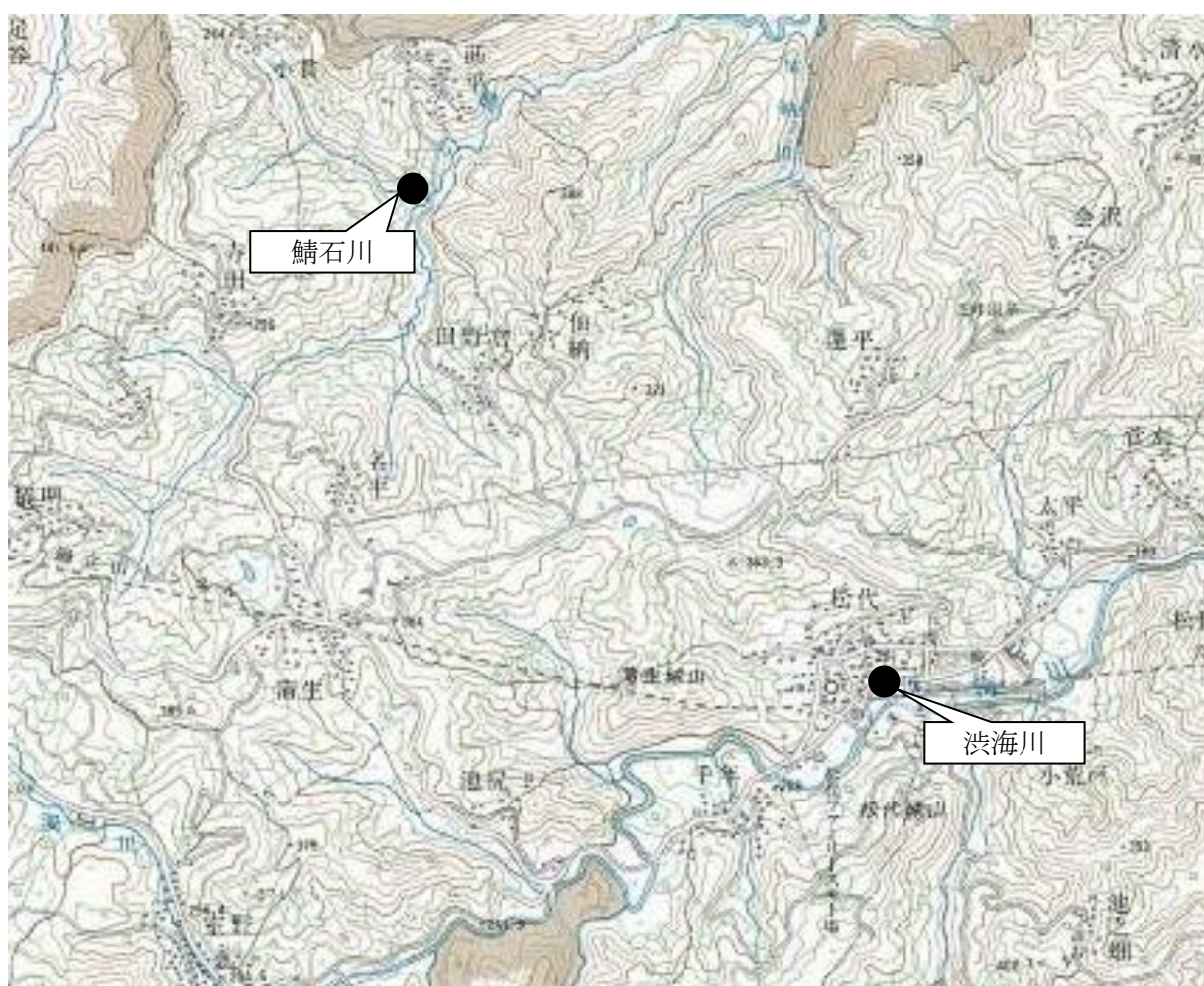
《川西地域》



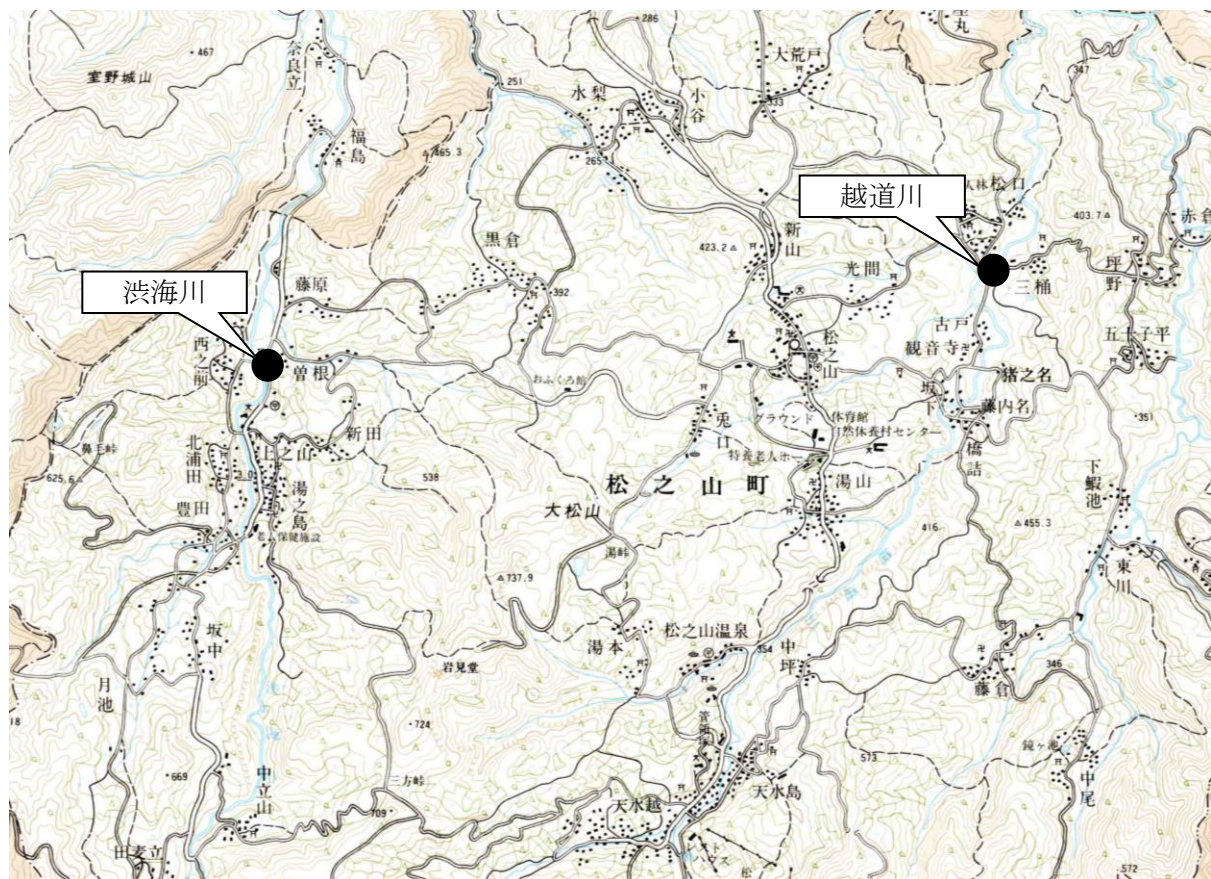
《中里地域》



《松代地域》



《松之山地域》



イ 生活排水(下水道)

当市は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽整備事業をそれぞれの地域に合わせて実施することによって污水处理を推進しています。

なお、当市の平成 28 年度末の污水处理人口普及率は 94.2%で、全国(89.9% H27 年度末)、県(85.9% H27 年度末)平均より大きく上回っています。(※H28 末の普及率が作成日現在未発表なため、平成 27 年度末の数値を使用しております。)

表2-11 年度末の污水处理人口普及率

(単位:%)

	公共下水道	農業集落排水	合併処理浄化槽	計
十日町地域	99.9	100.0	38.8	96.3
川西地域	100.0	100.0	73.5	98.9
中里地域	100.0	—	49.2	92.2
松代地域	100.0	100.0	40.4	74.3
松之山地域	100.0	—	52.9	76.7
十日町市	99.9	100.0	44.9	94.2

※各処理計画区域内の普及率、計は全体。上下水道局調べ

ウ 生活排水(し尿)

し尿は、十日町・川西・松代地域は十日町市し尿前処理センター、中里・松之山地域は津南地域衛生施設組合のし尿処理場で処理しています。

下水道の普及並びに山間地等の人口減少が進んでいるため、し尿処理量は年々減少しています。

表2-12 し尿処理

(単位:kℓ)

内訳・地域		H24	H25	H26	H27	H28
し尿	十日町	2,758	2,539	2,254	2,162	1,964
	川西	222	230	200	165	149
	中里	792	795	709	701	604
	松代	531	502	505	491	444
	松之山	338	320	298	316	279
	計	4,641	4,386	3,966	3,835	3,440
浄化槽汚泥	十日町	4,163	4,600	4,954	4,814	4,545
	川西	1,980	1,956	2,002	2,124	1,919
	中里	712	810	744	761	730
	松代	1,160	1,116	1,178	1,147	1,120
	松之山	921	941	881	906	860
	計	8,936	9,423	9,759	9,752	9,174

エ 川西有機センターの排水

表2-13 川西有機センター排水水質測定結果

採水日	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	全窒素 (mg/L)
水質汚濁防止法による 一般排水基準	5.8～8.6	160 以下	200 以下	3,000 以下	120 以下
8/25	6.7	<u>230</u>	120	<u>15,000</u>	62
平成 27 年度(9/17)	7.2	30	9	1,600	2.3

(4)騒音・振動

ア 環境騒音調査

毎年、環境騒音(住宅地中心)及び自動車騒音(道路に面した地域)の測定を行っており、アンダーラインは環境基準値を超えたものです。平成 28 年度は、12 月 7 日・8 日の 24 時間(環境騒音)、12 月 12 日・13 日の 24 時間(自動車騒音)で測定しました。

環境騒音では四日町第 2、川治下町第 2、田中町本通りで測定値が前年度を大幅に上回り環境基準値を超過しました。自動車騒音では国道 117 号線に面した地域において昼間、夜間とも環境基準を超過しています。

なお、振動についての測定は行っていません。(カッコ内は前年度の数値)

表 2-14 環境騒音及び自動車騒音測定結果

(単位:デシベル)

地域の類型			調査地点	昼間	夜間	主な発生源
一般地域	A		南新田 3 丁目	49 (50)	39 (34)	自動車音、自然音
			西本町 2 丁目	48 (48)	39 (38)	自動車音、自然音
	B		四日町第 2	<u>56 (57)</u>	<u>47 (46)</u>	自動車音、自然音
			川治下町第 2	<u>66 (50)</u>	43 (<u>45</u>)	自動車音、自然音
	C		田中町本通り	<u>63 (49)</u>	44 (38)	自動車音、自然音
			高田町 6 丁目	53 (50)	42 (42)	自動車音、自然音
道路に面する地域	A	2 車線	西本町 3 丁目	<u>63 (63)</u>	54 (50)	自動車音
		2 車線	寿町 3 丁目	63 (64)	50 (54)	自動車音
	B	2 車線	稲荷町 3 丁目	63 (<u>65</u>)	50 (48)	自動車音
		2 車線	本町 1 丁目上	<u>68 (69)</u>	<u>63 (66)</u>	自動車音
	C	2 車線	本町 5 丁目	<u>68 (69)</u>	<u>63 (65)</u>	自動車音
		2 車線				

<環境基準値> 一般地域(道路に面する地域以外の地域)

(単位:デシベル)

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
A 及び B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

<環境基準値> 道路に面する地域

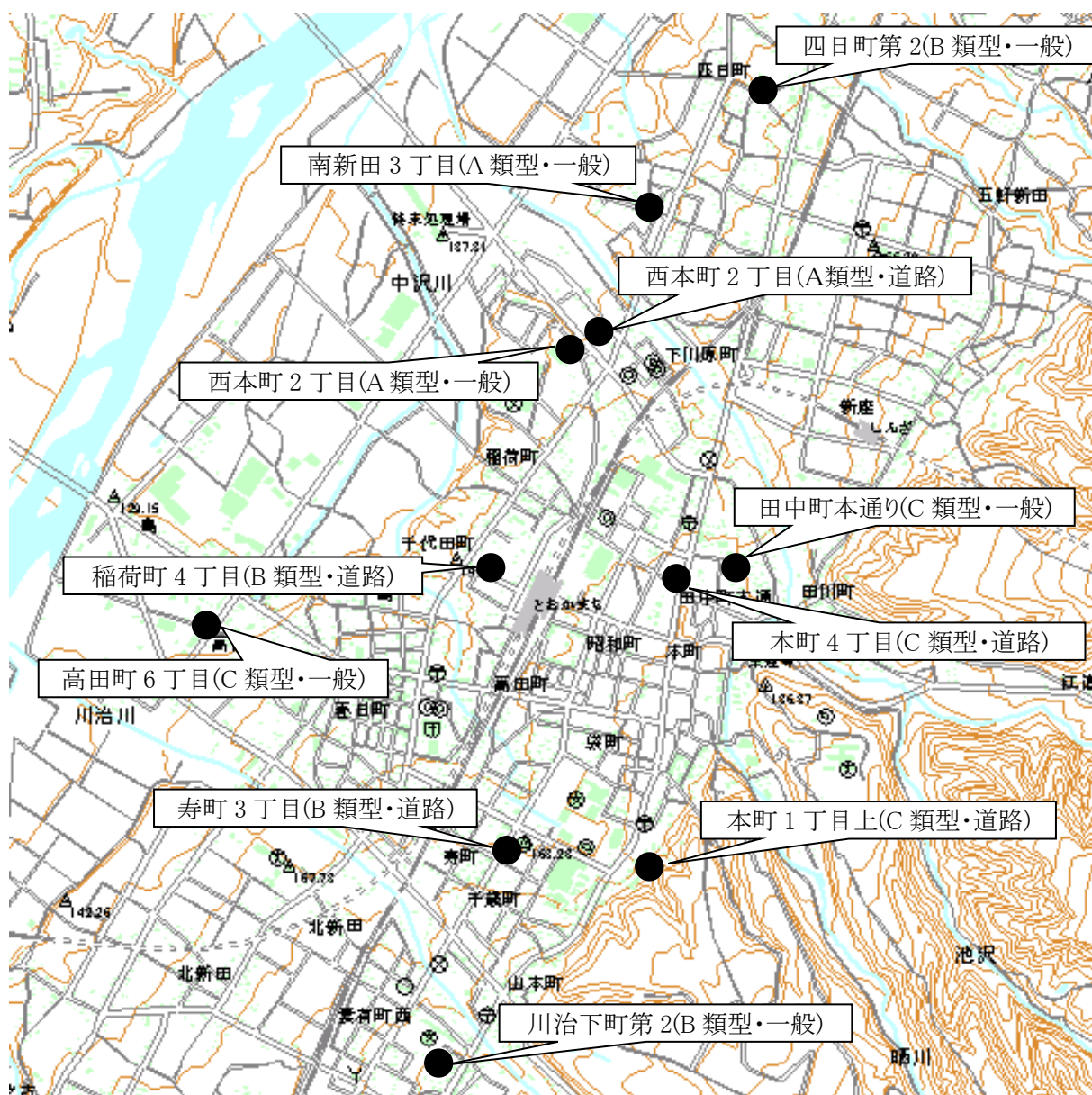
(単位:デシベル)

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
A 2 車線以上	60 以下	55 以下
B 2 車線以上 C 1 車線以上	65 以下	60 以下

※目安として、50 デシベルは静かな事務所、60 デシベルは普通の会話、70 デシベルはデパートの中くらいの音となります。

環境騒音・自動車騒音測定箇所

「一般」は一般地域、「道路」は道路に面する地域



(注)

- 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時まで、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までとする。
- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- 3 A を当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
- 6 「車線」とは、1 縦列の自動車が安全に円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 7 計測方法及び数値は等価騒音レベル(Leq)とする。

イ 特定施設と特定建設作業の届出

騒音規制法、振動規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例(以下「県条例」という。)で指定された地域内(十日町・川西地域の中心部)で、政令及び県条例で定める特定の施設を設置する場合、又は建設作業を行う場合には、届出が必要です。

A 騒音・振動に関する特定施設数

表2-15 騒音・振動に関する特定施設数

(平成 29 年3月 31 日現在)

施 設 の 種 類	騒音規制法	振動規制法	県条例(音)	県条例(振)
金 属 加 工 機 械	19	1	128	0
空 気 圧 縮 機	100	25	41	16
土 砂 破 砕 機	1	0	0	0
織 機	325	286	70	0
建 設 用 資 材 製 造 機	2	0	0	0
木 材 加 工 機 械	52	0	186	0
印 刷 機 械	6	1	0	0
射 出 成 型 機	6	5	0	0
バ ー ナ ー	0	0	59	0
電 気 炉	0	0	5	0
遠 心 分 離 機	0	0	43	3
ス チ ー ム ク リ ー ナ ー	0	0	17	0
ポ ン プ	0	0	78	69
集 塵 機	0	0	22	0
冷 凍 機	0	0	74	0
ク ー リ ン グ タ ワ ー	0	0	27	0
デ ィ ー ゼ ル エ ン ジ ン 等	0	0	0	4
計	511	318	750	92

B 特定建設作業届出数

表2-16 特定建設作業届出数

年 度	H 24 年度	H 25 年度	H 26 年度	H 27年度	H 28 年度
騒音規制法	2	3	9	2	4
振動規制法	2	1	3	0	1
県条例(騒音)	—	—	—	—	3
県条例(振動)	—	—	—	—	0
計	4	4	12	2	8

(5) 悪臭

悪臭防止法及び県条例で指定された地域内(十日町・中里地域の中心部及び川西地域の東部地域)では、すべての事業所が規制対象になります。悪臭は、野焼きなど生活に関連するものや豚糞、きのこの廃菌床などの農業系、塗装業などの事業系のものなど様々なうえに、感覚の個人差もあって、苦情対応を難しくしています。

ア 養豚場の排水・臭気

十日町地域及び川西地域では、養豚場からの悪臭が 20 年以上にわたって問題となってきました。特に、川西地域の 3 養豚場は規制区域内にあり、養豚場の排水・臭気を毎年測定し、継続監視をしています。測定日は、水質が平成 28 年 8 月 4 日、臭気の第 1 回が 7 月 19 日、臭気の第 2 回 8 月 26 日です。

また、平成 26 年度から規制区域外ですが、十日町地域の 2 養豚場の臭気も測定することになりました。測定日は、川西地域と同日です。

表2-17 排水・臭気測定結果(十日町地域)

調査項目	基準値・単位	水 沢		下 条	
		第 1 回	第 2 回	第 1 回	第 2 回
天候	—	晴(曇)	晴(晴)	晴(曇)	晴(晴)
気温	℃	30.4(28.8)	29.8(28.0)	28.5(31.6)	31.7(28.5)
相対湿度	%	60(75)	70(59)	70(68)	68(69)
風向き	—	西(静穏)	静穏(北西)	西(静穏)	北西(北西)
風速	m/s	1未満(静穏)	—(1.5)	2(静穏)	2(1.5)
臭気指数	規制区域外	10 未満(13)	10 未満(11)	10 未満(16)	10 未満(10 未満)

※ なお、十日町地域での臭気指数の指導支援目標値としては 10 を採用しているが、環境省の示した養豚場の臭気指数と臭気強度の関係を十日町地域に当てはめてみると 12(第 1 種区域)／15(第 2 種区域)／18(第 3 種区域)となります。

(川西地域)

	調査項目	基準値・単位	千 手		上 野		橘	
水 質 (排水路)	水温	℃	28.2	(19.2)	13.9	(13.3)	25.2	(20.1)
	pH	5.8 以上～8.6 以下	7.1	(6.8)	7.2	(7.2)	7.9	(7.9)
	BOD	120 mg/ℓ以下	5.0	(2.8)	0.5 未満	(0.5 未満)	170	(10)
	COD	160 mg/ℓ以下	12.0	(4.2)	0.5 未満	(0.7)	120	(16)
	SS	120 mg/ℓ以下	12.0	(3)	1.0	(1 未満)	21	(9.0)
	大腸菌群数	3,000 個/cm ³ 以下	6.0	(120)	0	(—)	480	(850)
	透視度	Cm	22	(30 以上)	30 以上	(30 以上)	4	(23)

臭気 (第1回)	天候	—	晴	(曇)	晴	(曇)	晴	(曇)
	気温	℃	28.9	(29.9)	30.4	(30.1)	30.0	(29.1)
	相対湿度	%	58	(70)	66	(68)	60	(78)
	風向き	—	北西	(静穏)	西	(静穏)	西	(静穏)
	風速	m/s	1.1	(静穏)	1未満	(静穏)	1	(静穏)
	臭気指数	10未満(第1種区域)	10 未満	(10 未満)	10 未満	(12)	10 未満	(10 未満)
臭気 (第2回)	天候	—	晴	(晴)	晴	(晴)	晴	(晴)
	気温	℃	30.4	(27.3)	31.7	(27.4)	32.0	(27.5)
	相対湿度	%	71	(75)	65	(77)	62	(60)
	風向き	—	静穏	(静穏)	静穏	(静穏)	静穏	(静穏)
	風速	m/s	—	(静穏)	—	(静穏)	—	(静穏)
	臭気指数	10未満(第1種区域)	10 未満	(10 未満)	13	(11)	13	(10 未満)

※ 排水基準は信濃川水域の畜産農業に係る基準、臭気の測定は風下側敷地境界。

※ ()は、前年度の数値

イ 川西有機センターの臭気

表2-18 川西有機センターの臭気測定結果

調査項目	基準値・単位	H28 第1回 (H28.7.19)	H28 第2回 (H28.8.26)	H27 第1回 (H27.7.30)	H27 第2回 (H27.8.28)
天候	—	晴	晴	曇	晴
気温	℃	29.3	31.6	30.6	28.0
相対湿度	%	64	66	74	64
風向き	—	西	静穏	静穏	北東
風速	m/s	1未満	静穏	静穏	1.0
臭気指数	12未満(第2種区域)	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満

(6)放射性物質(放射能)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が津波被害を受け、それにより放出された放射性物質(放射能)が東日本を中心に拡散し、各地の大気や土壌から観測されるようになりました。

十日町市では、平成23年7月から市内の公共施設や小中学校などで定期的に空間放射線量を測定しています。平成26年度も測定を行いました。いずれの場所も国際放射線防護委員会(ICRP)の年間被ばく限量(1mSv)の時間換算値(0.19μSv/h)を下回る値であり、通常の範囲内となっています。

一方、焼却施設の焼却灰(飛灰)から、100Bq/kg(放射性セシウムのクリアランスレベル)を超える放射性物質が検出されることがあり、該当する焼却灰は全量県外の処分場に搬出し、処理を委託しています。

※クリアランスレベル:放射性物質として扱う必要がないものとして、放射線防護の規制の枠組みから外す際に適用されるもの。

表2-19 放射性物質(放射性セシウム 134・137 合計)測定結果 (単位:ベクレル/kg)

エコクリーンセンター(ごみ焼却場)			霧谷管理型処分場(最終処分場)		
検体採取年月日	飛灰	主灰	検体採取年月日	測定対象	測定結果
H28. 4.	119	19	H28. 5.	放流水	検出しない
H28. 5.	111	31	H28. 6.	放流水	検出しない
H28. 6.	58	検出しない	H28. 7.	放流水	検出しない
H28. 7.	57	12	H28. 8.	放流水	検出しない
H28. 8.	36	14	H28. 9.	放流水	検出しない
H28. 9.	33	検出しない	H28.10.	放流水	検出しない
H28.10.	47	検出しない	H28.11.	放流水	検出しない
H28.11.	34	検出しない			
H28.12.	20	検出しない			
H29. 1.	18	検出しない			
H29. 2.	検出しない	検出しない			
H29. 3.	22	検出しない			

(7)公害苦情件数

近年の公害苦情の特徴として、野焼きによる大気汚染、油流出事故による水質汚濁、山野や河川への不法投棄が大半を占めています。

表2-20 年度別公害苦情件数

年 度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27年度	H28 年度
件 数	46 件	77 件	68 件	50 件	70 件

表2-21 公害苦情件数

都市計画用途区分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	低周波	振動	悪臭	不法投棄	その他	計
住 居 地 域	1 (3)	12 (6)	- (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	15 (11)
近 隣 商 業 地 域	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
商 業 地 域	- (-)	4 (3)	- (-)	1 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (3)
準 工 業 地 域	2 (-)	3 (3)	- (-)	- (-)	- (1)	- (-)	2 (-)	- (-)	- (1)	7 (5)
工 業 地 域	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	1 (-)
そ の 他 の 地 域	7 (5)	8 (8)	- (-)	3 (4)	- (-)	- (-)	1 (-)	7 (5)	- (1)	26 (23)
都市計画区域外	- (1)	1 (4)	- (1)	1 (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	12 (2)	1 (-)	16 (8)
計	10 (9)	28 (24)	- (2)	6 (5)	- (1)	1 (-)	3 (-)	21 (7)	1 (2)	70 (50)

※()は、前年度の数値

3 廃棄物の現状

(1) 廃棄物処理施設

ア ごみ焼却施設

ごみの焼却処理は十日町市高田町 6 丁目地内にあるエコクリーンセンターで行っています。

処理能力は、135t/日です。

イ 最終処分施設

埋立てごみ処理は十日町市霧谷地内にある一般廃棄物管理型処分場で行っています。

残余年数は霧谷が 3 年となっています。

ウ し尿処理施設

し尿処理は、十日町・川西・松代地域のし尿は十日町市西本町 3 丁目地内にあるし尿前処理センターで、中里・松之山地域のし尿は津南町下船渡地内にある津南地域衛生施設組合し尿処理場で行っています。

処理能力は、し尿前処理センターが 49 kℓ/日、し尿処理場が 65 kℓ/日です。

(2) ごみの排出量

市民一人当たりのごみ排出量は横ばい傾向にあり、リサイクル率の向上を目指しています。

表2-22 ごみ排出量とリサイクル率

(単位:トン)

	燃 や す ご み	埋 立 て ご み	資 源 物							排 出 量 計	リ サ イ ク ル 率
			紙 類	鉄・ アルミ 類	白 色 ペ ット ボ ト ル レ ー	プ ラ ス チ ッ ク	ガ ラ ス び ん	廃 食 用 油 み	計		
H24 年度	13,375	945	2,260	357	167	210	407	425	3,826	18,146	21.1% (23.0%)
H25 年度	13,386	928	2,323	339	163	207	426	447	3,905	18,219	21.4% (23.2%)
H26 年度	12,999	816	2,179	294	162	200	391	414	3,640	17,455	20.9%
H27 年度	12,974	850	2,223	287	153	201	380	458	3,702	17,526	21.1%
H28 年度	13,952	807	2,144	298	181	229	400	424	3,676	18,435	19.9%

※H27 年度以前は十日町、川西、松代地域分の数値

H28 年度は中里、松之山地域を含む十日町市全域分の数値

表2-23 ごみ排出量とリサイクル率（中里・松之山地域分）

（単位：トン）

	燃 や す ご み	埋 立 て ご み	資 源 物						排 出 量 計	リ サ イ ク ル 率
			鉄・ アルミ 類	空 き ビン	空 き 缶	古 紙	ト ペ ット ボ トル	計		
H24 年度	2,289	35	97	99	41	263	16	516	2,840	18.2%
H25 年度	2,223	45	72	81	38	252	17	460	2,728	16.9%
H26 年度	2,148	49	72	69	37	232	20	430	2,627	16.4%
H27 年度	2,429	55	135	69	29	249	10	492	2,976	16.5%

※H28 年度より中里、松之山地域のごみ処理は十日町市に統合されたため、表 2-22 にて合算処理

(3) 資源ごみの分別収集

ごみの減量と再資源化を促進するために、十日町・川西地域では平成 7 年度から資源ごみの分別収集を実施しています。

平成 7 年度から「鉄・アルミ類、紙類（新聞紙・段ボール・雑誌・チラシ）」を、平成 9 年から「牛乳パック」を、平成 12 年度からは「ペットボトル・白色トレイ・カップ麺容器」をそれぞれ収集しています。また、平成 13 年度から「ガラスびん」と「プラスチック類」の分別収集を開始し、紙類の分別収集品目を拡大しました。

現在は、16 分別（①新聞紙 ②ダンボール ③牛乳・ジュースパック ④チラシ ⑤雑誌・その他の用紙類 ⑥紙箱 ⑦鉄・アルミ ⑧ペットボトル⑨白色トレイ・カップ麺容器 ⑩プラスチック類 ⑪無色のガラスびん ⑫茶色のガラスびん ⑬その他の色のガラスびん ⑭燃やすごみ ⑮埋立てごみ ⑯使用済乾電池類）となっています。

(4) ごみ処理手数料

当市では、ごみの減量と最終処分場の延命化を図るために、平成 13 年 7 月 1 日から燃やすごみ・埋立てごみの指定袋による有料化と、自己搬入ごみの価格改定を行いました。

表2-24 燃やすごみ・埋立てごみ、自己搬入ごみ処理手数料

指定袋		平成 19 年 4 月 1 日以降(最新版)			
大	50 リットル	10 枚	500 円	(1枚 50 円)	※消費税別途
中	30 リットル	10 枚	300 円	(1枚 30 円)	※消費税別途
小	15 リットル	10 枚	150 円	(1枚 15 円)	※消費税別途
極小	5 リットル	10 枚	100 円	(1枚 10 円)	※消費税別途 (平成 21 年 6 月 1 日使用開始)
自己搬入燃やすごみ		燃やすごみ・埋立てごみの区分ごとに ・50kg まで 350 円 (平成 19 年 4 月 1 日改正) ・50kg 超は 10kg ごとに 70 円加算 ※搬入はエコクリーンセンター			
自己搬入埋立てごみ					

(5) 古着回収事業

平成 26 年 10 月から古着の回収を資源物ストックヤードで開始しました。

一般家庭から出される再利用可能な衣類を回収し、海外など需要のある地域で活用することにより、ごみの減量化及び資源化を図るものです。

平成 28 年度は 6.54t の古着が回収されました。

第3章 環境保全のための施策等

1 総合的施策

(1) 十日町市住みよい環境づくり条例

現在及び将来にわたり、市民の健康で文化的な生活の基盤である、緑豊かで潤いと安らぎのある環境の維持及び向上を図るため、十日町市住みよい環境づくり条例を制定しています。

これは、平成 17 年 4 月 1 日の合併を機に、旧十日町市の環境基本条例を見直し、新規に制定したものです。

(2) 第二次十日町市環境基本計画

十日町市環境基本計画は、上記条例第7条に基づいて策定される、市全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱です。

当初計画の計画期間の終了にともない、新たに第二次計画を策定しています。計画期間は平成 28 年度から 37 年度までの 10 年間です。

当計画が目指す環境像は、「緑豊かで、潤いと安らぎのあるまち」で、当初計画から継承しています。

また、(1) 人と自然が調和する緑豊かな自然共生社会づくり、(2) 安心して暮らせる生活環境づくり、(3) 心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり、(4) 環境に負荷をかけない低炭素・循環型社会づくり、(5) 一人ひとりが環境保全に取り組む社会づくりを目標とし、行政・市民・事業者が協働して取り組んでいくこととしています。

(3) 十日町市住みよい環境づくり審議会

十日町市住みよい環境づくり条例第 22 条に基づき、市長の諮問に応じて、環境保全に関する事項について調査審議する機関として、十日町市住みよい環境づくり審議会を設置しています。

委員の任期は 3 年で、分野ごとに 14 人の委員が選出されています。

(4) 十日町市民環境会議

十日町市環境基本計画に基づく環境保全活動を推進する目的で、平成 20 年 8 月に十日町市民環境会議が設立されました。

市が直面する環境課題に市民、団体、事業者、行政が協働で取り組むもので、8 個人、6 団体、27 事業所が参加して、4 つの部会（自然環境保全部会、バイオマス利活用部会、地球温暖化対策部会、ごみ減量・レジ袋削減部会）に分かれて日常的な環境保全活動に取り組んでいます。

(5) 十日町市環境衛生推進協議会と環境衛生推進員

十日町市環境衛生推進協議会は、住民自らの手による公衆衛生の実践活動、啓発活動を通じて、地域住民の健康保持増進と生活環境の健全化を推進し、住みよい郷土を作るために組織された会です。旧市町村単位の分会活動を、運営委員が中心となり展開しています。

また、環境衛生推進員（各町内 1 人委嘱）が中心となって、クリーンステーションの管理や町内清掃などの環境衛生、美化活動を行っています。

(6)十日町市バイオマス活用推進計画(十日町市バイオマス産業都市構想)

この計画は、低炭素社会の実現に向け、バイオマスの着実な活用を推進するために、これまでの「十日町市バイオマスタウン構想」(平成 21 年 2 月公表)をさらに発展させ、「十日町市バイオマス産業都市構想」を策定し、平成 28 年 10 月に国から「バイオマス産業都市」として認定を受けました。これに伴い、バイオマス活用推進基本法第 21 条第 2 項に規定する「市町村バイオマス活用推進計画」として位置づけ、「十日町市バイオマス活用推進計画」として策定したものです。この計画に基づき、バイオマスの利用促進を図っていきます。

(7)十日町市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

平成 28 年度には、第二次十日町市環境基本計画における地球温暖化対策に関する分野についての具体的な取組を示す行動プランとして位置づけ、市民・事業者・市が一体となり、地域をあげて地球温暖化対策(温室効果ガス排出量抑制)を推進していくことを目的とした「十日町市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」を策定し、この計画に基づき地球温暖化対策に取り組んでいます。

基準年度としている平成 25 年度において、十日町市全域から排出された温室効果ガス 333.6 千 t の二酸化炭素 (CO₂)を平成 37 年度末までに 43%削減することを目標としています。

(8)再生可能エネルギー設備の普及

再生可能エネルギーの導入は、石油などの化石燃料の消費を減らし、二酸化炭素の発生を抑えることができます。

再生可能エネルギーの活用促進を図ることで、地球温暖化対策を推進することを目的に、住宅に自然エネルギーを利用した機器及び設備を設置する経費の一部を補助しています。

平成 20 年度からは、ペレットストーブ購入費補助事業を、平成 22 年度からは、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業を設けています。また、平成 26 年度からは地中熱利用システム設置補助を追加しました。

表3-1 再生可能エネルギー活用促進補助事業実績(カッコ内は前年度の数値)

区分	補助件数(件)	補助金額(円)	補助率
太陽光発電	8 (3)	4,800,000 (1,800,000)	1kw 当たり 15 万円 限度額 60 万円
木質バイオマス ストーブ等	6 (22)	900,000 (3,134,000)	設置経費の 1/3 限度額 15 万円
地中熱利用	1 (-)	800,000 (-)	設置経費の 1/3 限度額 80 万円

(9)エコポイント事業

平成 22 年 7 月から、エコ活動に楽しく参加できる十日町市エコポイント事業を開始しました。エコポイントは、スーパー等でレジ袋を断る(1P)、使用済み天ぷら油を回収場所に出す(2～3P)、職場でノーマイカーデーに取り組む(3P)、環境学習やボランティア活動に参加する(5P)などで付与されます。

エコポイントカード(1 枚 20P)は、集めた枚数に応じてトイレトペーパーやバイオマスプラスチック製ごみ袋などのエコ商品と交換できます。

表3-2 十日町エコポイント事業実績(カッコ内は前年度の数値)

交換商品名 (カードの必要枚数)	延べ利用人数	延べ交換枚数	備 考(交換品の内容)
トイレトペーパー(1)	4,906(5,266)	13,026(13,340)	トイレトペーパー2 個入り
バイオマス プラスチック製ごみ袋(3)	16,741(15,719)	77,262(72,282)	大 5 枚、中 6 枚、小 10 枚 いずれか 1 袋
ペレット燃料(5)	20(25)	380(375)	10kg 入り 1 袋
温泉入浴券(利用施設の 料金に応じた枚数)	3,287(2,919)	17,957(17,514)	カード 1 枚 100 円換算
廃油せっけん(1)	99(97)	162(196)	固形 1 個または粉末 1 袋
再利用封筒(1)	5(23)	6(32)	長型 3 号または 4 号 10 枚入り
アクリルたわし(1)	31(44)	60(65)	2 個入り
計	25,089(24,093)	108,853(103,804)	

(10)環境保全協定

企業の操業に伴う公害を防止し、市民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として、環境保全協定(公害防止協定)を締結しています。締結事業所数は、12 事業所となっています。

表3-3 協定締結事業所数

業 種	事業所数(十日町地域)	事業所数(川西地域)	計
建設			
ゴム・皮革	2		2
産業廃棄物処理・処分場	6	1	7
ゴルフ場	2		2
その他(有機センター)		1	1
計	10	2	12

※中里・松代・松之山地域はありません。

(11)新潟県環境保全資金貸付制度

旧十日町市では、公害防止施設等改善資金貸付事業を行ってきましたが 17 年度に廃止し、県の融資制度の利用を勧めています。

この制度は、中小事業者が公害を除去し、または防止するための施設改善もしくは工場、事業場の移転に必要な資金を低利で貸し付けるもので、工場、事業場における公害対策を促進することにより、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的としています。

アスベストの除去や省エネ施設の設置、低公害車の導入などにも利用できます。

2 環境美化

(1)環境美化運動

十日町地域では、平成 9 年度から毎年 4 月 29 日の「昭和の日」に、十日町クリーン作戦を実施しています。

市内のさまざまな団体(約 30 団体)の協力を得ながら、信濃川河川敷をメイン会場として、800 人規模での大清掃を行っています。また、同日、多くの地域でも清掃活動を行っています。

表3-4 クリーン作戦でのごみの回収（十日町地域）（単位：人、kg）

年度	参加人数	燃やすごみ	埋立てごみ	資源物	回収量計
H24 年度	1,200	1,330	1,430	350	3,110
H25 年度	1,200	1,400	600	1,000	3,000
H26 年度	1,250	1,490	400	260	2,150
H27 年度	1,150	1,450	420	250	2,120
H28 年度	950	1,060	470	220	1,750

表3-5 他地域の環境美化運動（単位：人、kg）

地域	実施日	実施場所	参 加 団 体	参加人員	回収量
川 西	4月 29 日 ほか	国道 252 号ほか	環境衛生推進員ほか	85	144
中 里	4月 29 日 ほか	中里地域一円	中里地域住民、環境衛生推進協議会役員ほか	1,067	935
松 代	4月 29 日 ほか	国道 253 号ほか	松代地域住民、環境衛生推進員ほか	428	550
松之山	4月 29 日 ほか	松之山地域一円	環境衛生推進員ほか	1,000	800

(2)環境パトロール

当市は、十日町市環境衛生推進協議会と共同で、環境パトロールを年 2～3 回行っています。

これは、河川や過去に不法投棄があった箇所、パーキングエリアなどをパトロールして、不法投棄の発見、看板の設置やごみの回収などを行っているものです。

また、希望者には、ごみの不法投棄禁止看板やポイ捨て禁止看板を配布しています。

(3)ごみ集積庫設置補助事業

当市では、クリーンステーションにごみ集積庫を設置する町内に対し、事業費の補助を行っています。平成 23 年度までは、新規も更新も補助額の上限は 7 万円でしたが、平成 24 年度から新規は上限 7 万円、更新は上限 5 万円となりました。

また、十日町市環境衛生推進協議会十日町分会、川西分会、松代分会では、既存のごみ集積庫を修繕する町内に対して、上限 2 万円の補助を行っています。

表3-6 過去5年間のごみ集積庫補助実績

(単位:基、円)

年 度	設置町内数		設置基数	事業費	補助金
H24 年度	新規	8	8	1,740,727	528,000
	更新	9	9	1,757,900	450,000
	修繕	23	32	2,279,160	527,000
H25 年度	新規	5	5	1,073,500	350,000
	更新	8	8	1,328,919	390,000
	修繕	17	20	1,660,352	332,000
H26 年度	新規	3	3	707,926	209,000
	更新	7	7	1,852,161	350,000
	修繕	15	17	1,614,413	328,000
H27 年度	新規	4	4	976,297	275,000
	更新	10	10	2,296,590	494,000
	修繕	23	23	2,146,686	427,000
H28 年度	新規	4	4	756,256	280,000
	更新	9	9	1,543,935	447,000
	修繕	12	19	1,783,132	353,000

※修繕は十日町分会、川西分会、松代分会の合計値

(4)消毒機貸出事業、側溝蓋上げ機貸出事業

十日町地域においては、環境の美化と衛生保持の観点から、側溝蓋上げ機(2台)の貸し出しを無償で行っています。

川西地域においては、煙霧消毒機(四兼機)5台を町内等に貸し出ししています。平成 28 年度は2町内等の利用がありました。

3 ごみ減量とリサイクル

(1) 生ごみ処理容器購入費補助事業

当市では、ごみの減量化を図るため、十日町市に住所を有する者を対象として、生ごみ処理容器を購入する場合の補助制度を設けています。対象とする処理容器は、コンポスト型、密閉式、電動式、その他の処理容器の4種類です。

表3-7 補助金の概要

区 分	補助率	限度額	主な種類
購入価格が1万円以下の場合	2分の1	3,000円	・コンポスト ・密閉式
購入価格が1万円を超える場合	3分の1	30,000円	・電動式

表3-8 補助金交付実績

(単位:円)

年 度	コンポスト等		電 動 式	
	個 数	補助金額	個 数	補助金額
H24 年度	27	57,600	6	141,400
H25 年度	16	36,500	7	137,600
H26 年度	14	33,500	5	122,500
H27 年度	14	28,800	8	198,400
H28 年度	17	69,400	9	184,300

(2) 廃食用油回収事業

平成19年9月から、一般家庭で不用となった天ぷら油などの廃食用油を回収し、軽油の代替燃料となるBDF(バイオディーゼル燃料)に再利用する事業がスタートしました。

現在、市内23箇所のガソリンスタンドと11箇所の公共施設で一般家庭の廃食用油の拠点回収が行われています。また、市内の小中学校や保育園の給食施設の廃食用油はBDF製造事業者が回収しています。

BDFは、軽油と比べ二酸化炭素や黒鉛の排出が少なく、酸性雨の原因とされる硫黄酸化物もほとんど発生しない身体と地球にやさしいリサイクル燃料です。

平成28年度の廃食用油の回収量は、一般家庭8,121リットル、給食施設8,162リットルでした。

また、市ではワゴン車1台、マイクロバス2台で、BDF燃料2,362リットルを使用しました。

(3) イベントごみの減量

イベントや祭りは楽しい反面、大量のごみが発生し、環境へ大きな負荷がかかります。

当市では、NPO法人なかまたちが、市内で開催される行事や祭りにおいて、リユース食器の利用や、マイ箸・マイお椀の持参などに取り組んでいます。

(4) ペレットストーブ(ボイラー)の普及

ペレットとは、間伐材や流木など不要になった木材を細かく粉砕して、加熱圧縮形成した木質固形燃料のことで、体と環境にやさしいストーブ(ボイラー)燃料です。市内では民間企業1社が製造・販売しています。

市は、平成20年度からペレットストーブ購入費補助金制度を設け、CO2削減に向け導入を促進しています。

表3-9 補助金交付実績

年度	補助件数(件)	補助金額(円)	補助率
H24 年度	26	3,740,000	本体価格の 1/2 限度額 15万円
H25 年度	41	5,917,000	〃
H26 年度	44	6,600,000	設置工事費の 1/2 限度額 15万円
H27 年度	22	3,134,000	設置工事費の 1/3 限度額 15万円
H28 年度	6	900,000	〃

表3-10 公共施設への設置実績

(単位:円)

年度	設置場所	事業内容	事業費	財源内訳	
				交付金・補助金	市費
H21 年度	市役所他8か所	ペレットストーブ 16 台	6,889,050	3,360,000	3,529,050
〃	西保育園	ペレットストーブ 1 台	237,143		237,143
H22 年度	湯処よーへり	ペレットストーブ 2 台	692,160		692,160
〃	ミオンなかさと	ペレットボイラー 2 台	59,325,000	40,000,000	19,325,000
H24 年度	水沢保育園他5か所	ペレットストーブ 6 台	2,116,360		2,116,360
H27 年度	下条温泉みよしの湯	ペレットボイラー 1 台	70,644,960	11,133,000	59,511,960
〃	市役所 松之山支所	ペレットボイラー 1 台	75,745,800	14,414,000	61,331,800

※平成21年度の16台は地域バイオマス利活用交付金、西保育園の1台は妻有ショッピングセンター環境大賞10周年記念事業+市費で設置)

※平成27年度の下条温泉みよしの湯は、市費で設置した小型バイナリー発電機等の事業費も含む。

※平成27年度の松之山支所は、吸収式冷温水機や、市費で設置した小型バイナリー発電機等の事業費も含む。

(5) 生ごみの堆肥化

川西地域では、平成 17 年 7 月から各家庭、給食センター、保育園の生ごみや有機未利用資源(きのこ廃菌床、籾殻、発酵豚糞)を堆肥化し、堆肥散布や袋詰め堆肥にして販売しています。

これは、バイオマス利活用フロンティア整備事業(農林水産省の補助事業)を活用して建設された川西有機センター(委託先:川西有機センター管理組合)で行っているもので、センターの 1 日当たりの処理能力は 4.9t、年間堆肥生産量は 600tとなっていますが、年々生ごみ処理、堆肥生産量実績は増加し、施設能力を超える状況です。

表3-11 川西有機センター搬入・生産実績

(単位:t)

年度	搬入量				堆肥 生産量	堆肥販売量			
	生ごみ	きのこ 廃菌床	発酵 豚糞	計		袋詰め	バラ堆肥	生産 組織	計
H24 年度	409	952	763	2,124	718	67	143	541	751
H25 年度	432	1,090	849	2,371	676	70	115	425	610
H26 年度	439	1,172	812	2,423	713	63	101	489	653
H27 年度	443	1,024	871	2,338	678	81	121	383	585
H28 年度	409	846	777	2,032	550	79	107	376	562

4 環境保全啓発

(1) 環境フェアの開催

住民参加型で環境保全に取り組む社会づくりを目指して、環境保全の重要性を認識するとともに環境問題への意識向上を図ることを目的として、6月5日に第 17 回十日町市環境フェアを開催しました。

環境に優しいペレットストーブなどの製品やリサイクル品、エコ商品などの展示販売等のほか、エコポイント商品特設交換所の設置や古着回収などにも取り組みました。

(会場:キナーレ、来場者数約 2,000 人)

(2) 環境講演会の開催

環境への意識を高めることを目的として、年 1 回開催しています。

第 16 回となる平成 28 年度は、当市と包括的連携協定を締結している長岡技術科学大学から「技術開発懇談会」開催の申し出があったことから、上記の環境フェアと同日に、一般市民向けの講演会としてクロスステンで開催しました。

技術科学イノベーション専攻の姫野修司准教授を講師に迎え、「これだけ採れる・使える下水熱、まだまだ作れるバイオマスエネルギー」と題して、再生可能エネルギーの中でも高いポテンシャルを持った下水熱の有効利用についてお話をいただきました。

講演後は、参加者と熱心な質疑応答が行われ、非常に有意義な講演会となりました。

表3-12 環境講演会実績

開催日	講 師	演 題	会 場 (来場者数)
H24. 11. 28	原 亮 弘	市民の意思あるお金で取り組む、自然エネルギーの普及促進	情報館(50 人)
H25. 5. 8	ケンジ・ステファン・スズキ	自然エネルギーについて考えよう	千手中央コミュニティセンター(200 人)
H26. 5. 20	木 村 幸 弘	紙おむつのゴミを地球を救う燃料へ	情報館(80 人)
H27. 10. 27	岡 部 達 平	こどもたちの声から生まれたエコ ～体操服、ごみ箱に捨てずにリサイクルへ～	情報館(16 人)
H28. 6. 5	姫 野 修 司	これだけ採れる・使える下水熱、まだまだ作れるバイオマスエネルギー	クロスデン(80 人)

(3)「森の学校」キョロロ

十日町市立里山科学館 越後松之山「森の学校」キョロロは、雪の影響を強く受けた里山(雪里)の生物多様性やその恵みを活かした伝統文化を、地域住民をはじめ大学や企業など様々な主体と調査研究を進めながら、その成果を十日町市の里山の魅力や不思議として楽しく体験できる自然科学館です。合併前の平成 15 年に開館し、博物館活動に「等身大の科学」「住民皆科学者」「地域全体博物館」を掲げ、博物館を活用した地域の発信、協働の地域づくりを目指しています。

館に隣接する約 80ha の自然観察フィールドには、ブナ林、スギ林、草地や水辺など多様な環境が広がり、調査研究フィールドや様々な体験プログラムを提供する場ともなっています。自然科学分野の博士号を持つ学芸スタッフ(学芸員、研究員)が市民らと協働して得られた研究成果は、企画展の開催、里山学会をはじめとした講演会、体験ツアーガイドの育成、産官学が連携したブナを活かした新製品の開発などに活かされ、地域に根ざした博物館活動を実践しています。

平成 26 年度には、日本自然保護大賞(教育普及部門)を受賞し、平成 29 年度には経団連自然保護協議会より「生物多様性の本箱-みんなが生きものをつながる 100 冊-」の寄贈を受けるなど、地域の自然環境を活かした中山間地の地域づくりのモデルとしても注目されています。

5 地球温暖化対策

(1)啓発活動

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題となっています。当市ホームページ内においても「地球温暖化」のコーナーを設け、情報発信するとともに、環境フェアや環境講演会などでも積極的に意識啓発を図っています。

また、温暖化による身近な動植物への影響を調べるため、川西支所では、平成 12 年から桜の開花調査を行っています。

表3-13 桜の開花日(千手小学校校庭 樹木番号 12-1237)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
川 西	4/10	4/23	4/23	4/17	4/14	4/17	4/20	4/ 6
東 京	3/21	3/22	3/28	3/31	3/16	3/25	3/23	3/21

※東京は気象庁HPより

(2) 市役所の取組(十日町市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】)

平成 28 年度には、「第 3 期 十日町市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を策定し、この計画に基づき市役所(一事業者)としての地球温暖化対策に取り組んでいます。

市役所は、大規模な事業者であり、事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することで、市内の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与するとともに、事務経費削減にもつながります。また、行政の率先的な取組によって市民・事業者の自主的かつ積極的な取組の促進を図ることも目的としています。

基準年度としている平成 25 年度において、市役所の事務・事業によって排出された温室効果ガス 24,976t-CO₂ の二酸化炭素(CO₂)を平成 32 年度末までに 12%削減することを目標としています。

平成 28 年度の二酸化炭素排出量は、24,137t-CO₂ となり、基準年としている平成 25 年度と比較して 839t-CO₂(約 3.4%)の削減となりました。

(3) 次世代自動車充電インフラ整備促進事業

電気自動車は、走行中に二酸化炭素などの温暖化効果ガス・大気汚染物質等の排出をしないため、環境に優しい車とされています。当市では、地球温暖化対策の一環として、電気自動車の充電に必要な急速充電器を市内 2 カ所に設置し、平成 26 年 11 月 20 日に通電式を開催し、充電サービスを開始しました。

設置した急速充電器は、およそ 30 分で充電できます。さらには蓄電池内蔵型で、災害時には非常用電源としても活用できます。

表3-14 急速充電器利用実績(カッコ内は前年度の数値)

設置箇所	利用回数(回)	維持管理経費(円)	維持管理経費内訳
道の駅まつだい ふるさと会館	558 (361)	891,341 (875,159)	電気料、保守点検委託料 通信費、火災保険料
ユーマール	278 (338)	851,503 (873,157)	
計	836 (699)	1,742,844 (1,748,316)	左記内訳:支援金 973,694 円 一般財源 769,150 円

(4) 二酸化炭素(CO₂)削減事業

十日町市と市内中小企業がバイオマスエネルギー等の導入により削減した二酸化炭素をJ-クレジット制度により、排出量取引を活用した地球温暖化対策を実施しています。

排出量取引は、環境配慮に熱心なソニー株式会社と行っています。

表3-15 二酸化炭素削減実績

クレジット対象期間	事業主体	二酸化炭素削減量	総事業費
平成 27 年 1 月 1 日～ 平成 28 年 10 月 31 日	ミオンなかさと	571t-CO ₂	616,680

6 当間高原リゾート環境監視委員会

(1) 当間高原リゾート環境監視委員会

珠川地内でのリゾート開発及び事業活動による公害を未然に防止するため、当間高原リゾート環境監視委員会が監視を行っています。委員会は、3 月の水質検査の結果が確定した年度末に開催しています。

(2) 環境監視委員会による水質検査結果

当間高原リゾート環境監視委員会では、委員の立会いのもと、年 7 回、当間高原リゾートエリア及びその下流に位置する集落で農薬項目と一般項目である BOD などの水質検査を実施しています。

表3-16 水質検査結果

検査地点		検査項目	検査回数	検査項目数 (農薬成分数)	検査結果
調整池	A-2 調整池	一般	3	11	すべて監視(管理)基準値以下であった。
		農薬	6	(12)	〃
	I-1 調整池	一般	3	11	〃
		農薬	6	(12)	〃
	第 4 調整池	一般	3	11	〃
		農薬	6	(8)	〃
河川	当間川 下流	一般	2	11	〃
		農薬	2	(12)	〃
	水沢川	一般	2	11	大腸菌群数の水質目標値の範囲外が 1 回あった。
		農薬	2	(12)	すべて監視(管理)基準値以下であった。
	市の沢川	一般	2	11	大腸菌群数の水質目標値の範囲外が 1 回あった。
		農薬	2	(12)	すべて監視(管理)基準値以下であった。
地下水	水沢水源	一般	4	13	〃
		農薬	4	(12)	〃
	馬場水源	一般	4	13	〃
		農薬	4	(12)	〃
	珠川地内 井戸	一般	4	13	大腸菌群数の水質目標値の範囲外が 1 回あった。
		農薬	4	(12)	すべて監視(管理)基準値以下であった。
	リゾート内 調査水源	一般	4	13	大腸菌群数の水質目標値の範囲外が 2 回、pH値の水質目標値の範囲外が3回あった。
		農薬	4	(12)	すべて監視(管理)基準値以下であった。

第4章 動物の保護と管理

1 犬の登録及び狂犬病予防注射

当市では4月と5月に狂犬病の予防定期集合注射を行っており、新規登録申請はその会場で受け付けています。集合注射終了後は、市が登録と注射業務を委託した動物病院で行うことになります。

表4-1 犬の登録数、新規登録及び狂犬病予防注射件数

	犬の登録数	犬の新規登録		狂犬病予防注射	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)
H24 年度	2,164	146	438,000	2,103(1,588)	1,159,650
H25 年度	2,138	141	423,000	2,082(1,668)	1,145,100
H26 年度	2,086	113	339,000	2,042(1,509)	1,123,100
H27 年度	2,041	127	381,000	1,974(1,427)	1,085,700
H28 年度	1,962	101	303,000	1,898(1,360)	1,043,900

※()は、定期集合注射会場での注射件数

2 動物とのふれあい事業

平成28年10月2日、珠川地内ベルナティオ特設芝生広場において「2016 わんわん運動会 in ベルナティオ」、「2016 動物愛護推進大会 in とおかまち」を開催しました。

このイベントは、毎年9月20日から26日までの動物愛護週間にちなんだ行事で、「動物を愛護する」、「適正な飼育についての関心・理解を深める」、「他の生命を認め尊ぶ」ことの普及啓発を目的としています。当日は晴天に恵まれ、大勢の参加者が長寿犬・猫飼養者の表彰、愛犬とのゲームなど動物とのふれあいを楽しみました。

3 有害鳥獣の捕獲許可

日本の野生動物は、むやみに捕獲したり殺したりすることは鳥獣保護法により禁止されています。ただし、農作物に被害を与える場合や生活環境等を著しく悪化させる場合は、市(県)に申請することにより許可される場合があります。平成28年度の捕獲許可件数は19件となっています。